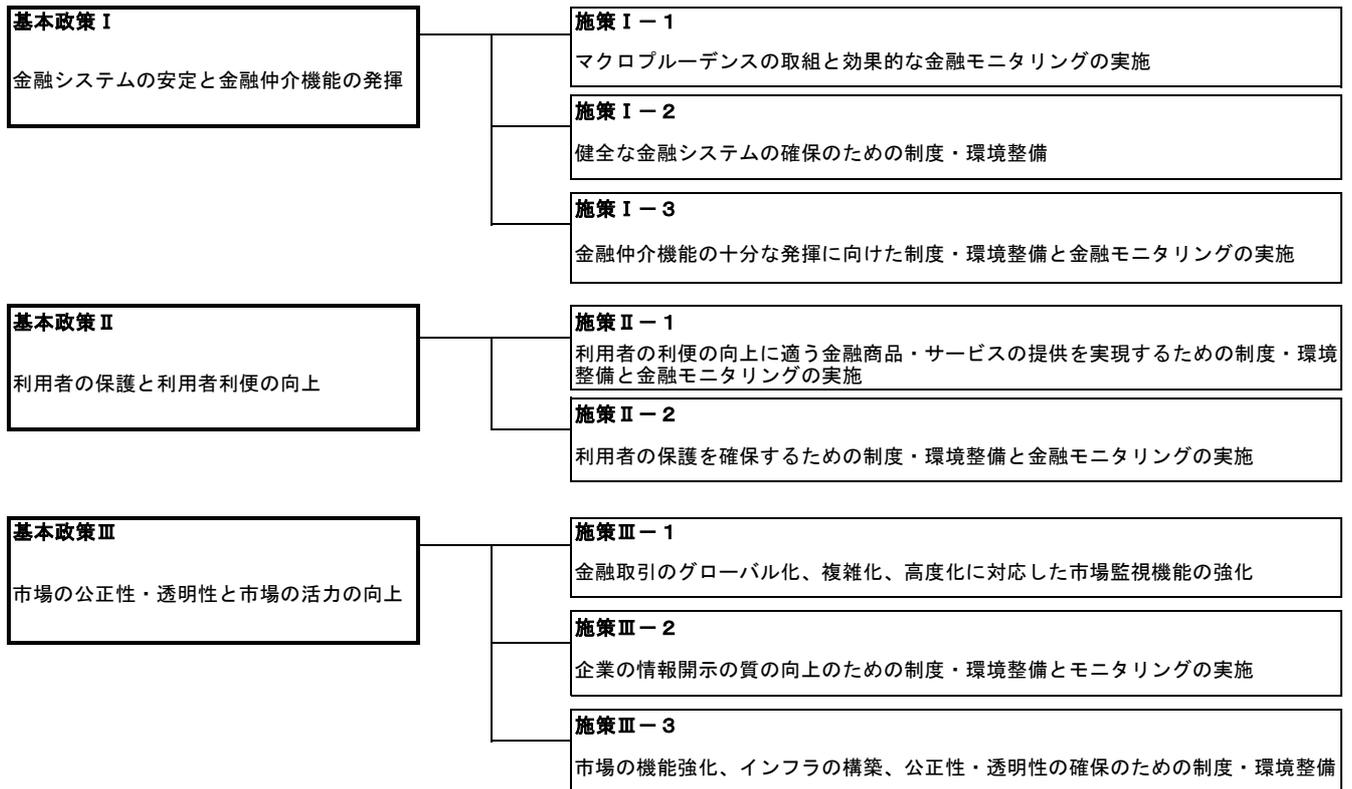


令和2年度実績評価書要旨

(評価対象期間: 令和2年4月～令和3年3月)

令和3年8月
金融庁

令和2年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



<横断的施策>

- 施策 1**
IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
- 施策 2**
業務継続体制の確立と災害への対応
- 施策 3**
その他の横断的施策

<金融庁の行政運営・組織の改革>

- 施策 1**
金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
- 施策 2**
検査・監督の見直し
- 施策 3**
金融行政を担う人材育成等

令和2年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析した。

また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施した。

施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

国際的な自己資本比率規制の見直しを踏まえ、国内実施に向けて規制案公表のための作業を進めたほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図った。

しかしながら、国際合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整備、保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題がある。

施策 I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

新型コロナウイルス感染症等の影響による信用コストや保有有価証券価格の変動が各行の財務の健全性に与える影響を注視し、必要に応じて個別行に早め早めの対応を促した。持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある金融機関とは、抜本的な経営改善の策定・実行を促すため、個別の対話を行った。また、地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話を実施した。金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表した。また、計画の実施期間が終了した4金融機関が策定した新たな経営強化計画等を承認・公表した。さらに、経営者保証ガイドライン及び特則の周知・広報を行い、積極的な活用を促した結果、2年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約26%（前年同期比+4.9%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は約5%（前年同期比-9.4%ポイント）となった。

このほか、地域課題解決支援室・チームにおいて、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」への参加、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進め、同チームのノウハウや把握事例等を展開した。

しかしながら、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて行われた「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や金融機関の取組の「見える化」の促進などに関する議論を踏まえ、「原則」を改訂した。また、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組として、成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA 制度の電子手続の簡素化を要望し、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第11号）にて措置されたほか、金融リテラシー向上のための取組として、金融経済教育や資産形成に関するシンポジウム等のオンライン開催、大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画の作成、高校生及び教員向けの授業動画等の作成、高校生向けの副教材の作成などを行った。

このほか、障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、各金融機関に対して、アンケート調査を実施し、その結果を公表した（令和2年11月）。また、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、現場レベルへの取組の浸透・徹底を促した。

しかしながら、引き続き、より国民の安定的な資産形成や顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に資するよう、各種施策を推進する必要がある。

施策目標Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

金融サービスの利用者の保護の観点から、資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金事案を受けた事務ガイドライン及び主要行等向けの総合的な監督指針等の改正やかんぽ生命等における業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、顧客の信頼回復に向けた取組等をモニタリングすることにより、適切な顧客対応及び保険募集態勢の抜本的な改善を促すなど、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備等を進めた。

また、暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関と連携しつつ、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施するとともに、登録審査プロセスの透明性を高めつつ、業務運営体制の実効性について登録審査を実施した。また、無登録で暗号資産交換業を行っていると思われる者に対する警告書の発出等の対応を実施するとともに、暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、引き続き関係省庁と連携し利用者に対する注意喚起等を更新・実施した。

このほか、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（測定指標⑤）、貸金業者に対するヒアリング等を通じた実態把握（測定指標⑥）や無登録業者による悪質な投資勧誘等について、警告書の発出・公表の実施（測定指標⑧）を行った。

しかしながら、金融犯罪被害の防止に向けた金融機関の適切な態勢整備を引き続き促していく必要がある。

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

施策Ⅲ－１ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

【達成目標】

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

機動的な市場監視や金融市場の動向等を踏まえた多面的な分析等によるフォワードルッキングな市場監視を行ったほか、複数の市場をまたぐ取引の実態把握を実施し、重大で悪質な事案については厳正に対処した。また、多様な投資者の保護の充実等に向け証券モニタリングや裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用した。

国内外の各機関等との連携強化・情報発信により、市場規律の強化に取り組むとともに、事案の態様に応じた適正な調査・検査を引き続き実施していく観点から業務の継続的な点検を実施したほか、デジタライゼーションの一層の推進及び幅広い視点を持った人材の育成に取り組んだ。

しかしながら、金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化の中、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針（第10期）等に基づく更なる市場監視機能の強化に引き続き取り組む必要がある。

施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

【達成目標】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応（測定指標①）、IFRSの任意適用企業の拡大（測定指標④）等、企業等による情報開示の質の向上のた

めの制度・環境整備に取り組んだ。

また、有価証券報告書レビューや「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を受けた所要の内閣府令の整備等、IFIAR への積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が整備した態勢の実効性の検証等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組を行った。

なお、EDINETの稼働率については、目標値である99.9%を確保した。

施策Ⅲ－3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を令和2年10月から3年3月にかけて計7回開催し、取締役会の機能発揮と企業の中核人材の多様性（ダイバーシティ）の確保を二つの柱とした意見書（「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」）を2年12月18日に公表し、3年3月31日にコーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて改訂案を提示の上、議論を行った。

また、大阪取引所は、CME市場に上場されているWTI、ガソリン、軽油の3つのエネルギー先物で構成される「CME原油等指数先物」の上場について、令和2年9月に制度要綱を公表の上、パブリックコメントの募集を実施し、総合取引所における取引商品の更なる拡大などに向けて取り組んでいるところ、金融庁として関係者への働きかけや取組の支援等を行った。

さらに、ETF市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界によるETF設定・交換にかかる決済期間を短縮するための取組を促した。

(横断的施策)

施策1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

【達成目標】

デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

FinTech サポートデスクで受け付けた相談や、FinTech 実証実験ハブ及び基幹系システム・フロントランナー・サポートハブでの支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じた的確に対応した。

FinTech Innovation Hub において、最新のサービスや技術の動向を把握していくほか、金融分野におけるデータの利活用や課題について情報収集した。

また、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行った。

このほか、金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進し、令和2年12月に「書面・押印・対面手続の見直しに向けた論点整理」を取りまとめた。

施策2 業務継続体制の確立と災害への対応

【達成目標】

大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること

東日本大震災、28年熊本地震、30年7月豪雨及び令和元年東日本台風等による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること

【目標達成度】 A (目標達成)

【達成度の判断根拠】

金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施した。

また、東日本大震災、令和2年7月豪雨、3年福島県沖を震源とする地震等への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促した。

さらに、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和2年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」を設置した。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、引き続き、金融庁における業務継続体制の整備・運用や、金融機関による事業者等支援の促進を積極的に実施した

施策3 その他の横断的施策

【達成目標】

世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること

金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること

基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

新型コロナの中における経験や知見の共有、規制の実施時期の延期等をはじめとする国際的に協調した取組に貢献するとともに、海外の危機対応関係当局との協力関係を深めた。また、サステナブルファイナンスやマネー・ローンダリング等世界共通の課題に対応するとともに、国際的な議論に貢献した。加えて、バーチャルなコミュニケーションを活用し、アジア新興国等との協力関係の強化等を行った。

さらに、金融行政におけるITの活用についても、令和2年3月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用や、ITガバナンスの強化等を着実に推進した。

しかしながら、サステナブルファイナンスの一層の推進に向けて必要な取組を進めるほか、我が国における金融業界全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化に向けて取り組んでいく必要がある。

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

【達成目標】

金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価を実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用した。

また、金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイトやSNSを活用し、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信を行い、金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、4億4,840万件となった。金融庁公式Twitterアカウントにより1,062件のツイートを実施(前年度比61.9%増)したところ、12,085件リツイート(同114.0%増)され、結果としてフォロワー数は126,483アカウント(同31.9%増)、いいね数は17,539件(同74.8%増)となり、より幅広い層への情報発信ができた。

さらに、財務局の金融行政担当部局との一体化の推進のため、金融庁と財務局のコミュニケーションの頻度を高め更に充実させたほか、政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働を更に推進した。

しかしながら、引き続き有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、各種有識者会議等を積極的に活用するほか、金融行政に関する広報の更なる充実に取り組んでいく必要がある。

施策2 検査・監督の見直し

【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組みを進めてきた。

しかしながら、新型コロナの中での新たな課題等へ対応していくためには、金融機関の規模・特性やビジネスモデルの違いに即した的確な実態把握を行うための実践的なモニタリング手法の開発や金融機関に対するモニタリング結果の還元強化などに継続して取り組んでいく必要がある。

施策3 金融行政を担う人材育成等

【達成目標】

職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

組織文化の変革に向けて、職員の主体的な取組を支える環境づくりが着実に進展した。